

国の出先機関の大胆な見直しの視点

別表

○「行政機関組織図（人事院）」等により、一定の仮定の下に作成したもの

【区分】

A. 国に残すもの

i) 国家としての存立に直接関わる事務

ii) 全国的な規模や全国的視点に立って行わなければならない事務

B. 地方に移譲可能な事務のうち、現在は主に国のみでその事務を行っているもの

C. 地方に移譲可能な事務のうち、地方でも同様の事務を行っているもの

【検討課題】

(1) 国と地方の役割分担の見直し

出先機関を地方へ移すためには、国から地方へ事務(権限)を移す必要

(2) 出先機関の職員が、業務と共に地方自治体へ移る場合の対応

(3) 出先機関はブロック単位であるため、その事務を移す場合の地方の受け皿をどう設定するか

府省等名称		職員数(注) (平成17年度末)	A	B	C	備考
内閣府 (1,039)	沖縄総合事務局 ・公取・財務・農水・経産・国土等の地方支部局としての事務	1,039	-			・他の支分部局と連動して見直す必要がある
宮内庁 (77)	京都事務所 ・京都御所や陵墓地などの国有財産の管理	77	i			
公正取引委員会 (166)	地方事務所 ・独占禁止法・景品表示法等に関する相談、届出の受付、被疑行為への調査	166	i			
国家公安委員会 (4,546)	管区警察局 警察通信部(北海道・東京都) ・府県警察の監察、広域捜査の調整等 ・情報通信での広域的支援(情報通信部)	4,546	ii		ii	
総務省 (2,413)	管区行政評価局等 ・国の行政に関する現地調査、行政相談委員への支援・指導	903	ii			・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体で管理・執行可能
	総合通信局	1,465				
	沖縄総合通信事務所 ・電気通信事業の規律・監督、放送局の許認可等	45		○		

法務省 (15,758)	地方法務局等 ・登記、戸籍、国籍、供託の民事行政事務	11,622			○ ・住民基本台帳は市町村の事務であり、登記、供託業務なども地方公共団体に管理・執行可能 ・入国後の外国人の在留管理は地方公共団体に管理・執行可能ではないか
	矯正管区 ・矯正施設や矯正職員に関する庶務事務	171	i		
	地方更生保護委員会 ・仮出獄等の許可、保護観察の取消	258	i		
	保護観察所 ・保護観察の実施	1,141	i		
	地方入国管理局 ・出入国管理、外国人の難民認定、在留管理	2,566	i		
公安調査庁 (1,136)	公安調査局等 ・破壊的団体の調査	1,136	i		
財務省 (13,282)	財務局 ・予算執行調査・災害復旧事業費の査定立会 ・地方公共団体への財政融資資金貸付 ・国有財産の管理 ・有価証券届出書の審査、証券取引等の監視 ・公認会計士試験の実施	4,817	ii ii i i ii		
	税関 ・通関手続・密輸などの取締り ・関税などの徴収	8,465	i i		
国税庁 (54,696)	国税局・税務署 ・税務調査、内国税の徴収、査察調査 ・税務相談 ・税理士試験の実施	54,696	i ii ii		
文部科学省 (7)	水戸原子力事務所	7	ii		
厚生労働省 (23,652)	地方厚生局 ・麻薬・覚せい剤等の取り締まりに関する事務 ・複数の都道府県にまたがる医療法人の許認可 ・地方公共団体向け補助金執行事務 ・公費負担医療を伴う医療機関の指定、監督 ・民生委員・児童委員の委嘱等	625		○ ○ ○ ○ ○	○ ・警察は都道府県の事務であり、麻薬・覚せい剤の取り締まりなども地方公共団体に執行可能 ○ ・政令等で基準を定め、都道府県の許認可に全国通用権を付与すれば、地方公共団体に執行可能

厚生労働省 (続き)	都道府県労働局	6,199		○	・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体で管理・執行可能	
	<ul style="list-style-type: none"> ・労基署及び職業安定所の指揮・監督 ・個別労働関係紛争解決制度に関する事務 ・労働保険に関すること(保険料の徴収など) 	4,664		○	・労働保険の徴収業務などは、地方公共団体において管理・執行可能	
	労働基準監督署 <ul style="list-style-type: none"> ・解雇・賃金・労働時間などの総合労働相談 ・労働保険に関すること(労災保険給付など) ・統計調査(賃金構造基本統計) 			○	・労働保険の徴収業務などは、地方公共団体において管理・執行可能	
	公共職業安定所(ハローワーク)	12,164		○	・統計調査は現状でも地方公共団体が行っており、地方支分部局で行う(又は経由する)必要性は無い	
社会保険庁 (16,495)	社会保険事務局 <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業、国民年金保険事業の実施 	16,495		-	・社会保険庁は、非公務員型の法人化などの改革が決定済み。	
中央労働委員会 (30)	地方事務所	30		○		
農林水産省 (18,176)	地方農政局	17,362				
	北海道農政事務所	404				
	北海道統計・情報事務所 <ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性確保のための監視・指導 ・農協等の検査・指導 ・農業農村整備事業等の実施 ・統計の作成・提供、情報の収集・整理・分析・提供 	410		○	・食品の安全確保などについては、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体で管理・執行可能	
<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ ○ 				○	・統計調査は現状でも地方公共団体が行っており、地方支分部局で行う(又は経由する)必要性は無い	
林野庁 (5,073)	森林管理局・署 <ul style="list-style-type: none"> ・国有林野の管理・運営 ・森林治水事業、地すべり防止事業の実施 ・林業経営統計関係業務 	5,073	i		○	・統計調査は現状でも地方公共団体が行っており、地方支分部局で行う(又は経由する)必要性は無い
水産庁 (174)	漁業調整事務所	174				
	<ul style="list-style-type: none"> ・密漁その他の違法な漁業についての監視、捜査、送検等 ・外国漁船の寄航許可 				○	・警察は都道府県の事務であり、密漁の取り締まりなども地方公共団体で執行可能
	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業の許可等についての連絡調整 ・都道府県の範囲を超えた広域的な資源回復計画の策定・実施のための連絡調整 ・漁業経営統計関係業務 				○	・一般船舶の寄航許可は都道府県知事が出しており、漁船のみ地方支分部局で行う必要性はない
					○	・計画策定などの基本的方針は本省で行うべきであり、地方支分部局における経路事務は不要
					○	・統計調査は現状でも地方公共団体が行っており、地方支分部局で行う(又は経由する)必要性は無い

国土交通省 (続き)	地方運輸局	4,589				<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫業の登録、指導監督 ○ ・観光振興施策の推進 ○ ・観光業者の登録、指導監督 ○ ・鉄軌道・自動車交通・海事に関する安全確保 ○ ・鉄道事業等の許認可、監督 ○ ・バス事業、タクシー業、トラック業等の許認可、監督 ○ ・バス事業等に対する助成事業 ○
	地方航空局	4,718				<ul style="list-style-type: none"> ・地域空港の整備に関する企画立案・調整 ○ ・不定期航空運送事業、航空機使用事業 ii ・管内飛行場の整備計画の企画立案・調整、飛行場の供用に関する調整、周辺環境対策の企画立案・実施 ii ・航空機の安全運航の確保、航空管制に関する企画立案・実施、航空保安施設整備 ii
	航空交通管制部等	1,291				<ul style="list-style-type: none"> ・航空管制、飛行経路の承認、在日米軍との調整 ii
	気象庁 (4,188)	管区气象台等	4,188	ii		
海上保安庁 (10,728)	管区海上保安本部	10,728	i			・警察は都道府県の事務であり、海上保安庁の業務も地方公共団体に執行可能ではないか
環境省 (369)	地方環境事務所	369				<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物・リサイクル対策 ○ ・地球温暖化対策、環境教育・環境保全活動の推進、公害、化学物質対策 ○ ・自然環境の保全対策 ○ ・野生生物対策 ○ ・国立公園等の現地管理 ○
防衛施設庁 (2,551)	防衛施設局	2,551	i			
		【定員】				A 97,707 ~ 108,537
		215,831				B+C 90,799 ~ 101,629 ※社会保険庁の職員を含まない

(参考)

人事院 (177)	地方事務局・沖縄事務所	177				<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の採用試験、研修、相談の実施 i ・国家公務員の給与、勤務時間・休暇、災害補償、身分保障、服務・懲戒等に関する指導・援助・調査 i
--------------	-------------	-----	--	--	--	--

(注)平成17年度末定員であり、独立行政法人化などの改革が行われる予定の定員を一部含んでいる。

第5章 第2次勧告に向けた検討課題

（1）国の出先機関の改革の基本方向

ア 見直しの視点

国と地方の役割分担の抜本的な見直しを行うとともに、行政の重複を徹底して排除し、国と地方を通じた行政の簡素化及び効率化を推進する観点から、「骨太の方針2007」に示された政府の方針を踏まえつつ、国の出先機関を大胆に合理化する抜本的な改革に向けた検討を進める。

これにより、国の出先機関の事務・権限の大幅な地方移譲や廃止などを行うとともに、国の出先機関を廃止・縮小する。

国の出先機関の事務・権限の地方移譲や廃止などの具体的な検討にあたっては、地方自治法及び地方分権改革推進法が定める国と地方の役割分担を踏まえつつ、以下のような事務・権限の仕分けの考え方（具体的内容については別紙3参照）に沿って整理を行う。

【国の出先機関の事務・権限の仕分けの考え方】（注1、2）

① 重複型

事務・権限が法令上一の主体に専属させられておらず、国と地方自治体がそれぞれ処理することが許容されているもの（民間に対する助成・支援、調整、広報啓発など）

（例）民間に対する助成・支援等

地方に一元化することを基本とし、一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合は、対象範囲を明確化・厳格化

② 分担型

法令上、事業規模の大きさや事務・権限の対象範囲等によって国と地方自治体がすでに一定の役割分担をしているもの（直轄公共事業や、民間に対する許認可・監督など）

（例）直轄公共事業

事業の受益範囲・流域・ネットワーク等による区分を明確化した上で、地域的なものは原則として地方が担うこととし、その一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合は、対象範囲を明確化・厳格化。また、広域的なものについても直轄事業の対象範囲を極力限定

必要に応じ、整備と維持管理の区分や、計画・設計・施工等の段階による区分も反映

③ 関与型

地方自治体への関与等（地方自治体に対する許認可・監督、助成・支援、調整、広報啓発など）

（例）地方自治体の諸活動の調整

地方の自主性にゆだねることを基本とし、一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合は、対象範囲を明確化・厳格化

④ 国専担型

現在は主に国のみでその事務を行っているもの（民間に対する許認可・監督や、保険、登記など）

(例) 民間に対する許認可・監督等

地方自治体による総合行政の確立等に資するものは地方移譲を基本とし、一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合は、対象範囲を明確化・厳格化

一つの地方自治体で完結するものと、複数の地方自治体にまたがるものとの区分が可能な場合、前者は原則として地方が担うこととし、後者についても地方自治体の域外規制等による対応を検討

(注1) 上記の「重複型」、「分担型」、「関与型」及び「国専担型」は、第1章に掲げた国と地方の役割分担のメルクマールに対応している。

ただし、第1章のメルクマールのうち、「重層型」については、国が専ら本府省において策定する全国的な指針や全国一律の基準にしたがい、地方自治体が事務事業を実施するものであり、国の出先機関の事務・権限としては基本的に該当するものがないことから、上記の分類には含めていない。

(注2) 上記の例における「一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合」としては、例えば、地方移譲に際し法定受託事務とすることとして、国の指示等を認めてもなお、各都道府県の対応の相違により著しい支障を生じるものや、緊急時の対応に著しい支障を生じ、国民の生命・財産に重大な被害を生じるもの等が該当するものと考えられる(別紙3の欄外注1を参照)。

イ 見直しの進め方

1) 国の出先機関の事務・権限について、これまでに委員会において調査審議を行ってきたものを中心に、別紙3に掲げる分類の考え方に照らして以下の①から④に仕分けする。

- ① 事務・権限の廃止(民営化、独法化等を含む。)を検討するもの
- ② 事務・権限の地方への移譲を検討するもの
- ③ 事務・権限の本府省等への移管を検討するもの
- ④ 上記のいずれにも仕分けできず、引き続き国の出先機関において処理せざるを得ないと判断するもの

なお、上記②の事務・権限の地方への移譲にあたり、事務・権限の対象範囲が2以上の地方自治体にまたがる場合については、当該事務・権限を的確に遂行できるようにするため、例えば、地方自治体相互の協議・調整・連携、地方自治体による共同処理、地方自治体による域内事業者の域外事業所に対する規制といった仕組みを講ずることを検討する。

2) 上記1)の仕分けに基づき対象となる出先機関の事務・権限の整理を行った上で、それに伴う組織・定員の廃止・縮小、見直し後に残る組織・定員のあり方などについて、結論又は方向性を示す。

その際、特に、地方自治体が独自に行わざるを得ない施策に関連するものを含め、地方自治体との間の重複、分担及び関与といった事務・権限につき二重行政の問題を解消する観点から検討が必要な国の出先機関については、次の方針に沿って抜本的な見直しを行う。

- ① 事務・権限の廃止(民営化、独法化等を含む。)、地方への移譲、本府省等への移管により、国の出先機関の事務・権限として存続するものが無くなる場合は、当該出先機関を完全に廃止する。
- ② 一部の事務・権限を国の出先機関の事務・権限として存続させることとなる場合にも、存続させる事務・権限を担う組織が関係府省による二重行政の弊害や新たな拡大をもたらすこととならないよう、例えば、当該府省の他の出先機関への事務・権限の吸収、府省を超えた総合的な出先機関への事務・権限の一元化などにより、原則として当該出先機関を廃止する方向で検討する。

なお、都道府県単位機関の場合は、あわせて、存続させる事務・権限をブロック単位機関へ集約化することにより、当該都道府県単位機関を廃止することを検討する。

- 3) 委員会は、上記1)の仕分けに基づく国の出先機関の事務・権限の整理を行い、本年夏に「中間報告」として取りまとめた上で、各府省の見解を求め、国の出先機関の抜本的な改革について結論を得て、勧告を行う。

ウ その他

- 1) 国の出先機関の抜本的な改革にあたっては、事務・権限の地方移譲に伴う国から地方への職員の移行等が不可欠である。その的確かつ円滑な実施をはかるためには、職員の雇用の確保や国と地方を通じた公務能率の維持・向上について十分な配慮が必要であり、こうした点を踏まえた職員の移行等の仕組みについて、あわせて検討する。
- 2) 一部の事務・権限を国の出先機関の事務・権限として存続させることとなる場合、存続させる事務・権限を担うこととした組織において二重行政の弊害や新たな拡大をもたらすこととならないようにするための仕組みについても検討する。

事務・権限の分類（想定される主なもの）		考え方
1 重複型 事務・権限が法令上一の主体に専属させられておらず、国と地方自治体がそれぞれ処理することが許容されているもの	助成（対民間） 民間事業者・個人等に対する助成・支援等に関するもの	すでに地方でも同様の事務を行っており、地方に一元化することを基本とする。 一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合 ^() は、対象範囲を明確化・厳格化した上で、原則として本府省で実施。 【 の事由：「国際性」「広域性」「統一性」「新規性」等（注1参照）】
	調整（対民間） 民間事業者・個人等の諸活動の調整・あっせん等に関するもの	
	広報啓発・相談（対民間） 民間事業者・個人等に対する広報・普及啓発・相談等に関するもの	
2 分担型 法令上、事業規模の大きさや事務・権限の対象範囲等によって国と地方自治体がすでに一定の役割分担をしているもの	直轄公共事業 直轄公共事業に関するもの（整備、維持管理、調査等）	事業の受益範囲・流域・ネットワーク等による区分を明確化した上で、以下の取扱いとする。 広域的なもの： 直轄事業の対象範囲を極力限定 地域的なもの： 原則として地方が担う 地域的なものの一部を国で実施せざるを得ないと認められる場合 ^() は、対象範囲を明確化・厳格化した上で実施。 【 の事由：「緊急性」「新規性」等（注1参照）】 必要に応じ、整備と維持管理の区分や、計画・設計・施工等の段階による区分も反映。
	許認可・監督（対民間） 民間事業者・個人等の諸活動の許認可・監督等に関するもの	
3 関与型 地方自治体への関与等	許認可・監督（対地方自治体） 地方自治体の諸活動の許認可・監督等に関するもの	本府省と地方自治体との間の経由・連絡事務については、廃止し、本府省で直接実施することを基本とする。 ・ 経由・連絡事務以外の事務・権限や、経由・連絡事務の根元にある本府省の事務・権限については、必要に応じ、義務付け・枠付け及び関与の見直しのなかで取扱いを検討。
	助成（対地方自治体） 地方自治体に対する助成・支援等に関するもの	
	調整（対地方自治体） 地方自治体の諸活動の調整・あっせん等に関するもの	
	広報啓発・相談（対地方自治体） 地方自治体に対する広報・普及啓発・相談等に関するもの	
4 国専担型 現在は主に国のみでその事務を行っているもの	許認可・監督（対民間） 民間事業者・個人等の諸活動の許認可・監督等に関するもの	地方自治体による総合行政の確立等 ^(注2) に資するものは地方移譲を基本とする。 複数の地方自治体にまたがるものと、一つの地方自治体で完結するものの区分が可能な場合は、以下の取扱いとする。 広域的なもの： 地方自治体の域外規制等による対応を検討 地域的なもの： 原則として地方が担う 一部又は全部を国で実施せざるを得ないと認められる場合 ^() は、必要に応じて対象範囲を明確化・厳格化した上で、原則として本府省で実施。 【 の事由：「国際性」「統一性」「緊急性」等（注1参照）】
	保険 公的保険等に関するもの	
	登記 登記に関するもの	
	国家試験 国家試験に関するもの	
	統計 統計調査に関するもの	
	その他	

（注1）「国で実施せざるを得ないと認められる場合」の事由の例

- 「国際性」外国政府等との連携・調整等を伴うもので、相手方が地方自治体を折衝の対象と認めず、国（本府省）を経由した対応も困難なもの
- 「広域性」複数の都道府県に関係し、関係都道府県から要望があるもの
- 「統一性」地方移譲に際し法定受託事務とすることとして、国の指示等を認めてもなお、各都道府県の対応の相違により著しい支障を生じるもの
- 「緊急性」地方移譲に際し法定受託事務とすることとして、国の指示等を認めてもなお、緊急時の対応に著しい支障を生じ、国民の生命・財産に重大な被害を生じるもの
（直轄公共事業の場合： 国民の生命・財産に重大な被害を生じ、特に緊急の対応を要する災害復旧事業）
- 「新規性」期間を限定して試行的に実施するもの
（直轄公共事業の場合： 先進的で高度な技術力・専門知識等を要するものであって、将来は地方にまかせることを前提とするもの）

（注2）「地方自治体による総合行政の確立等」の例

地方自治体による総合行政の確立、地方自治体の自主性・自立性の発揮、住民の利便性の向上、国と地方を通じた行政の簡素化・効率化 等
特に、地方が独自に行わざるを得なくなっている施策に関連する国の出先機関の事務・権限

（注3）重複型、分担型及び国専担型における本府省と民間事業者・個人等との間の経由・連絡事務については、必要に応じ、根元にある本府省の事務・権限とあわせて取扱いを検討。また、本府省の事務・権限を存置する場合も、経由・連絡事務は廃止し、本府省で直接実施することを基本とする。